

議案第77号

つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部を改正する条例

つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条第2号中「ホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業又は同条第4項に規定する簡易宿所営業」を「旅館・ホテル営業（以下「旅館・ホテル営業」という。）又は同条第3項に規定する簡易宿所営業（以下「簡易宿所営業」という。）」に改める。

第10条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第16条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条第8項を同条第9項とし、同条第5項から同条第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴い用語の定義を改めるとともに、つくば市ホテル等建築審議会の委員が任期途中で退任等により欠けた場合の補欠の委員の任期を定めるため、この条例案を提出するものである。

## つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第1条（略）</p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>（以下「<u>旅館・ホテル営業</u>」という。）又は同条第3項に規定する<u>簡易宿所営業</u>（以下「<u>簡易宿所営業</u>」という。）の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)―(6)（略）</p> <p>第3条―第9条（略）</p> <p>（用途の変更に対するこの条例の準用）</p> <p>第10条 建築物の用途を変更してホテル等の用に供する建築物とする場合（<u>旅館・ホテル営業</u>又は簡易宿所営業のいずれかの営業の用に供する施設を、それらの他の営業の用に供する施設に変更する場合を含む。）においては、第3条から前条までの規定を準用する。</p> <p>第11条―第15条（略）</p> <p>（つくば市ホテル等建築審議会）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> | <p>第1条（略）</p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する<u>ホテル営業</u>、同条第3項に規定する<u>旅館営業</u>又は同条第4項に規定する<u>簡易宿所営業</u>の用に供する施設をいう。</p> <p>(3)―(6)（略）</p> <p>第3条―第9条（略）</p> <p>（用途の変更に対するこの条例の準用）</p> <p>第10条 建築物の用途を変更してホテル等の用に供する建築物とする場合（<u>ホテル営業</u>、<u>旅館営業</u>又は簡易宿所営業のいずれかの営業の用に供する施設を、それらの他の営業の用に供する施設に変更する場合を含む。）においては、第3条から前条までの規定を準用する。</p> <p>第11条―第15条（略）</p> <p>（つくば市ホテル等建築審議会）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u></p> |

5 委員は、再任されることができる。

6—9 (略)

第17条 (以下略)

5—8 (略)

第17条 (以下略)